

今後の離島対策等支援事業の審議・承認について

1. 協力決定の手続きについて

17年度の出えん決定に至るプロセスについては“出えん方針”を6月に、“出えん計画”を9月に離島対策等検討会及び資金管理業務諮問委員会にて審議・承認をいただくことから、当初18年度以降の実務実施に当たっても同様に12月に“出えん方針”、3月に“出えん計画”の審議・承認をいただくことを想定していたが、効率的な運用を図る観点から、18年度からは“出えん方針”“出えん計画”をあわせ“出えん計画”として12月上・中旬に審議・承認いただくこととしたい。

【理由】

9月末に市町村より協力要請書が提出されているため、“出えん方針”と“出えん計画”については、12月の時点で、両方とも審議・承認が可能。
市町村においては、予算措置手続き等には12月末には出えん率等の情報が必要であり、出えん方針の決定が1月以降では遅い。

検討詳細については別紙1-1参照

2. 今後の進め方

□ : 離島市町村作業

~ 9月30日	協力要請書作成・提出
10月~3月	18年度予算措置手続き・議会承認および島内住民への理解普及活動
10月 下旬	協力対象地域の公示申請（18年度開始市町村のみ）
11月 中旬	協力対象地域の公示（主務官庁）
12月 月上旬	第7回離島対策等検討会（出えん計画審議・決定）
中旬頃	第11回資金管理業務諮問委員会（出えん計画審議・承認）
下旬頃	協力資金出えん予定連絡書送付
18年 3月 中旬頃	第22回理事会
下旬	資金管理法より、主務大臣に出えんに関する承認の申請
4月 1日~	事業開始

以上